



栃木県医師会



在宅医療
MOTTO ZAITAKU IRYO

ご存じですか？

在宅医療

「住み慣れた自宅や地域で過ごしたい・過ごさせたい」



在宅医療
とは

医師、歯科医師、看護師、薬剤師、リハビリ専門職等の医療関係者が、往診及び定期的に通院困難な患者さんの自宅や老人施設などを訪問して提供する医療行為の総称のことをいいます。また、医療行為と同時に必要な介護サービスを提供し、生活支援を行います。

在宅医療に関心がある方は、入院先の病院、かかりつけ医、訪問看護ステーションや地域包括支援センターに相談しましょう。